

苫小牧市町内会連合会 会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、苫小牧市町内会連合会と称し、事務所を当分の間、苫小牧市役所内に置く。

(構成及び目的)

第2条 本会は、苫小牧市内の地域住民で組織する町内会、自治会及びこれと同等の目的をもって活動を行う地域住民団体等（以下、「町内会」という。）で構成し、町内会相互の連絡調整と親睦を図るとともに、共通する課題の調査、研究及び情報交換並びに関係機関、団体との連携等を通して、町内会の自主的な発展と効果的な地域活動を推進することを目的とする。

2 本会を構成する町内会は、役員を選出など本会の効率的運営を図るため、別表のとおり地域別ブロック（以下「ブロック」という。）を構成するものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内会の自主、自立性の確立と活動推進
- (2) 町内会相互及び関係機関、団体との連携、調整
- (3) 町内会の運営及び事業活動に関する相談
- (4) 共通する課題の解決に向けた調査、研究及び発表
- (5) コミュニティ活動の啓発と実践
- (6) 市民憲章の精神の普及・啓発とまちづくりへの連携、協力
- (7) 地域における女性活動の増進
- (8) 町内会活動の永年功績者等の顕彰
- (9) 町内会活動保険事業
- (10) その他目的達成のために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 理 事 30名以内
- (4) 監 事 3名

(役員を選出)

第5条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、役員等選考委員会が、町内会の会長及び町内会の会長が推薦する女性町内会役員の中から候補者を推薦し、理事会に諮った上、総会で選任するものとする。

- 2 前項の規定により選任された理事は、互選により会長1名、副会長4名を選任し、総会の承認を得なければならない。なお、会長は、役員等選考委員会が推薦した町内会の会長から選出するものとする。
- 3 役員を選任する総会において、任期途中で役員に欠員が生じた場合の補充のため、あらかじめ、補充員を選任指名することができる。この場合、同条第1項及び第2項を準用し選任指名するものとする。
- 4 役員候補者の選出及び補充員を選出指名する役員等選考委員会の運営等については、理事会で別に定める。

(職務)

第6条 会長は、この会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはあらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。また、一つの委員会に所属し代表して委員会の運営にあたる。
- 3 理事は、ブロックを代表し理事会の構成員となるほか、一つの委員会に所属し本会の業務推進を図るとともに、各ブロックの構成町内会との連絡調整等の役割を有するものとする。
- 4 監事は、本会の運営及び事業並びに財務の執行状況を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。また、必要があると認めるときは、理事会に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第7条 理事及び監事の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(就任期間の制限)

第8条 会長及び副会長は、原則として、それぞれ継続して3期6年を超えてその職に就くことはできない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に対し必要に応じて指導、助言を行うとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 会 議

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会、正副会長会議、監事会とする。

(総会)

第11条 総会は、本会の議決機関とし、町内会の会長又は会長代理人（会長不在の場合、以下「代理人」という。）及び他の町内会役員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、いずれも会長が招集する。
- 3 定期総会は、毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するものとし、臨時総会は、会長が特に必要と認めるとき及び町内会の会長（代理人を含む。）の総数の3分の1以上の同意により、その理由を明らかにして開催を求められたときに、開催する。
- 4 総会は、議決権を有する町内会の会長（代理人を含む。）の過半数の出席（委任状による出席を含む。）によって成立し、その出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

- 5 総会の議決権は、町内会の代議員である町内会長（代理人を含む。）が1個の議決権を有する。ただし、町内会長（代理人を含む。）が事故あるときは、委任状により出席した者が代わってこれを行行使することができる。なお、委任状はあらかじめ、本会の会長に提出しなければならない。
- 6 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 7 総会の議事については議事録を作成し、議事の経過及び結果を記載し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。
- 8 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 会則及び会長が必要と認める規程の制定又は改廃
 - (5) 重要な財産の取得及び処分
 - (6) その他、会長が特に必要と認める事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会長は、理事会における審議事項により必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は、監事会から会議に付すべき事項を明らかにして理事会の招集を求められたときは、理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の過半数をもって成立し、出席理事の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 6 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果を記載し、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。
- 7 理事会は、次の事項について審議、議決する。
 - (1) 総会提出案件
 - (2) 専決事項案件
 - (3) 委員会及び各地区の活動状況

- (4) 関係規程の制定及び改廃
- (5) 関係機関、団体との連携及び役員、委員等の推薦
- (6) その他会長が特に必要と認める事項

(正副会長会議)

第13条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成し、本会の事務・事業の進捗状況の確認及び重要事項の協議を行うため、定例又は必要に応じて開催する。

(監事会)

第14条 監事会は、監事をもって構成し、本会の組織、事業及び財務など運営全体の執行状況と事務、会計処理等を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

- 2 監事は、必要に応じて、理事又は事務局から説明を求めることができる。
- 3 監事は、必要に応じて、正副会長会議、理事会及び委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事会は、次の事項について監査し、その適否を審議する。
 - (1) 事業経過報告と予算執行状況
 - (2) 文書及び庶務事務関係資料
 - (3) 契約関係書類
 - (4) 会計諸帳簿及び財務諸表
 - (5) 預貯金通帳及び関係証書
 - (6) 会則及び関係規程
 - (7) その他監事会で必要と認めるもの

第4章 委員会・部会・ブロック会議・事務局

(委員会)

第15条 本会の目的遂行及び効率的な運営を図るため、理事をもって次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 表彰審査委員会
- 2 前項のほか、必要に応じて特別委員会を設置することができる。この場合、設置の目的及

び期間、委員の構成等を明らかにし、理事会の承認を得なければならない。

3 委員会の運営その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(部会)

第16条 本会及び町内会組織の拡充と地域活動における女性の活躍を支援、推進するため女性部会を設置する。

2 女性部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(ブロック会議)

第17条 本会の運営及び構成する町内会の共通する課題解決と相互の親睦・交流・連携等を目的にブロック会議を設置する。

2 ブロック会議の区域及び構成町内会は、別表で定めるとおりとする。

3 ブロック会議は、本会の会則及び関係規程を踏まえ、ブロックの選出理事が会議の招集及び進行のほか、構成町内会と連携を図り自主的な運営を行う。

4 ブロック会議の経費は、本会の配分金その他の収入をもって充てることができる。ただし、本会の配分金の額は当該年度の予算の範囲内において、理事会が認める額及び用途とする。

5 ブロック会議の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 役員等選考委員会規程に基づく選考委員の選出

(2) 役員等候補者の選考、選出、推薦

(3) 地区別要望、理事会案件の集約、協議、決定事項の確認、周知

(4) 本会及び町内会が関与する民生委員児童委員協議会、スポーツ推進委員会及び自主防災組織、交通安全指導員会等の目的別自主団体との連携

(5) 苫小牧市、苫小牧市社会協議会等の関係機関との連携

(6) その他理事会が必要と認める事項

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 会長は、理事会の承認を得たうえで苫小牧市長と協議し、本会事務の一部又は全部を苫小牧市の関係する部局職員に委嘱することができる。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 表彰

(表彰)

第19条 本会は、永年にわたり町内会活動を通じて社会の発展に顕著な功績のあった団体又は個人を表彰し、永くその功績を顕彰することができる。

2 表彰に関する事績の評価及び算定基準並びに表彰の方法等については、理事会が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

3 特別会計の設置及び処理は、理事会が別に定める。

4 本会の経費は、会費、補助・交付金、寄付金及びその他の収入金をもってこれに充てる。

(基金)

第21条 本会の長期的な運営の安定及び特別（記念）事業の実施を目的として基金を設置することができる。

2 基金の設置及び運用並びに処分などに関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(会費)

第22条 本会の会費は、各町内会における前年度4月1日現在の世帯数に20円を乗じて得た額とする。

(報酬及び費用弁償)

第23条 役員及び会員が、この会の業務及び事業等に従事した場合の報酬は、無報酬とする。

2 役員及び会員が、この会の業務に従事した場合に生じる旅費、日当、宿泊料及び参加料等については、費用弁償をすることができる。

3 前項の支給範囲及び基準並びに支給額については、理事会が別に定める。

第7章 補 則

(情報公開)

第24条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、運営と活動に関する内容及び状況並びに財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第25条 本会が、事業推進のため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、理事会が別に定める。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本則第5条各項の規定については、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から適用する。

附 則

- 1 令和2年5月15日 一部改正（別表中 町内会数の減）

別表（会則第2条及び第5条関係）

ブロック別構成町内会及び理事定数等

ブロック	構成町内会	理事定数	備考
中央 ブロック	幸町町内会、本町町内会、大町寿町内会、高砂町内会、 栄町町内会、二区町内会、一区町内会、若草町内会、 旭町町内会、汐見町内会、末広町町内会、元中野町内会、 新中野町内会、船見町港北町内会、若草団地町内会 (15 町内会)	4	
見山・北光 ブロック	桜木町町内会、豊川町内会、有珠の沢町内会、見山町西町内会、 見山町東町内会、啓北町内会、花園町内会、北光町町内会、 山手北光町内会、山手町内会 (10 町内会)	3	
日新・ しらかば ブロック	宮の森町内会、日新町町内会、日新中央町内会、 日新草笛町内会、桜坂町町内会、しらかば西町内会、 しらかば中央町内会、しらかば東町内会、 柏木町町内会、川沿町町内会 (10 町内会)	3	
鉄南 ブロック	糸井西町内会、糸井南町内会、日吉町町内会、光洋町町内会、 あやめ町内会、西町親交会、大成町公住町内会、 弥生連合町内会、矢代町町内会、第七区親交会 (10 町内会)	3	
鉄北 ブロック	第八区自治会、春日清水町内会、高丘泉町内会、住吉泉町内会、 双葉町町内会、音羽町町内会、日の出三光町内会、美光町内会、 新明町町内会、明野柳町内会、新開明野元町町内会、 スプリングス高丘自治会 (12 町内会)	3	
錦岡 ブロック	樽前町内会、すずらん町内会、錦西町内会、宮前町内会、 もえぎ町町内会、スプリングタウン町内会、青雲町内会、 明德四丁目町内会、明德町1丁目町内会、南錦岡町内会、 美原町内会、のぞみ町内会、うぐいす団地町内会、錦糸町内会、 ときわ町内会、澄川西町内会、澄川町町内会 (17 町内会)	5	
沼ノ端 ブロック	沼ノ端北栄町内会、沼ノ端中央町内会、東開町内会、ウトナイ 町内会、植苗町内会連合会、勇払自治会、拓勇西町内会、拓勇 東町内会 (8 町内会)	3	

- 1 各ブロックの理事定数のうち、1名以上の女性役員の選考に努めるものとする。
- 2 監事は、上記の理事定数の外、理事会で割り当てられる3つのブロックから1名ずつを選出し、任期ごとに持ち回りとする。
- 3 会則第5条第3項で定める補充員は、各ブロック2名ずつ選出する。

苫小牧市町内会連合会 役員等選考委員会運営規程

(趣旨)

第1条 会則第5条に規定する役員及びその補充員の候補者（以下「役員等」という。）の選出に当たり、地域の意思を反映させ、公平かつ妥当性をもって選考するために設置する役員等選考委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び解散)

第2条 委員会は、会則第7条第1項に規定する任期が満了する年の3月に設置し、役員等の選任に関する総会の承認議決をもって解散する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、会則別表で定めるブロックごとに1名ずつ推薦された町内会の会長（代理人を含む。）をもって構成する。ただし、現に本会の役員にあるものは除くものとする。

- 2 委員会に、委員の互選により選出された委員長を置き、会務を統括する。
- 3 委員長は、副委員長を適宜指名することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、過半数の出席により成立し、出席者全員の一致による議決を原則とする。
ただし、これにより難しい場合は、委員長の判断により議決する。

(役員等候補者の選出及び推薦)

第5条 委員会は、役員等候補者の選出に当たり、会則別表の各ブロックから、それぞれ定められた役員候補者の推薦を受けるものとする。なお、監事については、理事会で割り当てられる3つのブロックから各1名の推薦を受けるものとする。

- 2 役員等候補者の選出は、構成町内会の会長及び当該会長（代理人を含む）が推薦する女性町内会役員から選出するものとし、選出に当たっては、各ブロックから1名以上の女性町内会役員の選出に努めるものとする。

3 委員長は、委員会で選出した役員等候補者について、理事会に諮ったうえで、総会に提案するものとする。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行する。

苫小牧市町内会連合会 委員会等運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の運営を効率的に機能させるため、会則第15条及び第16条の規定に基づき設置する委員会、部会（以下「委員会等」という。）の構成及び職務などについて定めるものとする。

(委員会等の構成)

第2条 委員会等の構成は、役員改選時の定期総会後最初に開催される理事会において会長が指名する。

- 2 委員会等は、理事総数を概ね均等に配置した構成とする。ただし、女性部会は女性理事で構成する。
- 3 委員会等は、会長の指名により、委員長及び副委員長を置くことができる。また、会長は、女性部会において、女性理事の中から部会長1名、副部会長を若干名指名することができる。
- 4 女性部会の運営上、会長が特に必要と認めた場合は、本会役員、又は、各地区の町内会女性役員を加えることができる。なお、この場合、新たに加わった各地区の町内会女性役員等は、理事会等の議決権を有しないものとする。

(委員会等の職務)

第3条 委員会等は、必要に応じて委員長（女性部会にあつては、女性部会長）が招集し会議の議長となる。

- 2 委員会等は、所管事項を確認、協議し理事会に報告、提案するものとする。
- 3 委員会等の事務局は、本会の事務局が兼ねるものとする。

(委員会等の種類、所管事項)

第4条 委員会等の種類及び所管事項は、概ね次の通りとする。

(1) 総務委員会

- ① 本会の会務運営に関する事項
- ② 本会の組織及び財務運営に関する事項

- ③ 単位町内会相互の連携、相談等に関する事項
- ④ 北海道町内会連合会、胆振町内会連絡協議会に関する事項
- ⑤ 関係機関、団体との連携協議に関する事項
- ⑥ 他の委員会に属さない事項

(2) 事業委員会

- ① 研修事業に関する事項
- ② 他都市連合組織との交流事業に関する事項
- ③ 町内会活動の推進、啓発事業に関する事項
- ④ 関係機関、団体との連携事業に関する事項
- ⑤ 各種調査、研究に関する事項

(3) 表彰審査委員会

- ① 顕彰事業の運営に関する事項
- ② 永年功績者表彰審査に関する事項
- ③ 各種顕彰推薦審査に関する事項

(4) 女性部会

- ① 女性部会の組織及び事業運営に関する事項
- ② 他の委員会との連携強化に関する事項
- ③ 町内会女性組織の相互連携に関する事項
- ④ 地域における女性リーダーの育成支援に関する事項
- ⑤ その他女性の多様な地域活動への参画に関する事項

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

苫小牧市町内会連合会 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第2条に規定する町内会において、永年にわたり健全な運営と発展に寄与し、顕著な功績が認められる個人、団体に対して表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 この規程により表彰するのは、次の各号の1に該当するもので、町内会から推薦があったものとする。ただし、故人に対する推薦については、故人となったときから1年以内とする。

- (1) 自治組織活動が活発であり、その業績が顕著であると認められる町内会
- (2) 10年以上町内会の役員としてその職にあった者、または現にある者
- (3) 10年以上10年を越す毎に町内会の役員としてその職にある者
- (4) 本会の役員として5年以上在任し、その業績が顕著であると認められる者
- (5) その他本会の発展に貢献し、その功績が顕著であると認められるもの

2 前項第2号、第3号及び第4号の在任期間は、留任、再任及び他の町内会における就任期間を通算するものとする。

3 第1項第2号、第3号の町内会における役員とは、会長、副会長、部長、副部長、監事、区長、郡長、班長及びこれらに類する役割を担う者で町内会が定める者をいう。

(表彰の決定)

第3条 前条各号による表彰は、会則第15条に規定する表彰審査委員会の選考を経て、会長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状の授与により行う。なお、表彰審査委員会が必要と認めるときは、理事会の承認を経て記念品を授与することができる。

2 表彰は、原則として毎年1月に行い、その方法などは、表彰審査委員会で定める。

3 被表彰者が転任又は故人となった時は、前項の規定にかかわらず、随時表彰することができる。

(感謝状の贈呈)

第5条 会長は、次の各号の1に該当し適当と認められる者に対して、理事会の承認を得て、感謝状及び記念品を授与することができる。

- (1) 本会の運営に特に大きく貢献した者
- (2) 本会に私財などを寄付し、その運営に大きく寄与した者
- (3) その他会長が適当と認めた者

(該当者の推薦)

第6条 町内会の会長は、毎年6月末を基準日として、別に定める様式により、9月末までに会長に推薦書を提出するものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、北海道町内会連合会、苫小牧市、苫小牧市社会福祉協議会及び関係機関等の表彰については、必要に応じ、表彰審査委員会が協議し、会長が決定・推薦するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

苫小牧市町内会連合会 運営財源準備基金規程

(設置)

第1条 本会の長期的な運営財源の安定と事業の健全化に資するため、会則第21条の規定に基づき、苫小牧市町内会連合会運営財源準備基金(以下、「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金の積立額は、予算で定める。

(運用益金の処理)

第3条 基金の運用から生じる利息等の益金は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第4条 会長は、本会の運営上必要があると認めるときは、その処理を明確にし、基金に属する現金を一般会計現金に繰り替えて運用することができる。ただし、この場合、当該会計年度内で繰戻すことを原則とする。

(処分)

第5条 財務又は事業の運営上必要がある場合は、総会の承認を得て基金の一部又は全部を処分することができる。

2 処分が急を要する場合で80万円以下のときは、理事会の承認を得て処分することができる。この場合、当該年度の決算報告を行う総会で必要な資料を添えて報告しなければならない。

3 処分した基金は、その目的に沿った会計の中で処理するものとする。

4 その他基金の処分に必要な事項は、その都度、理事会において協議するものとする。

(管理)

第6条 基金における現金は、金融機関への預金など最も確実・有利な方法で保管しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

附 則

- 1 令和2年1月29日 一部改正（第4条 繰替運用 追加）

苫小牧市町内会連合会 特別事業基金規程

(設置)

第1条 創立記念事業等の特別な事業を行うため、会則第21条の規定に基づき、苫小牧市町内会連合会特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、篤志家等からの寄附金をもって積立てる。

(運用益金の処理)

第3条 基金の運用から生じる利息等の益金は、基金に編入するものとする。

(処分)

第4条 特別事業を行うため必要がある場合は、基金の一部又は全部を処分することができる。

2 前項の処分は、その目的に沿った特別会計の中で処理するものとする。

3 本会の運営及び社会経済等の諸事情により、基金を処分する必要があると認めるときは、理事会の承認により、基金の一部を処分することができる。この場合、当該年度の決算報告を行う総会で必要な資料を添えて報告しなければならない。

4 その他基金の処分にかかる必要な事項は、その都度、理事会において協議するものとする。

(管理)

第5条 基金における現金は、金融機関への預金など最も確実・有利な方法で保管しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

苫小牧市町内会連合会 旅費及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会会務のため旅行する本会の役職員及び会員等に対し支給する旅費及び会務や関係事業への参加、出席等に必要な費用の弁償について、会則第23条に規定する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の計算)

第2条 旅費は、順路により計算する。ただし、会務の都合若しくは天災その他やむを得ない理由で順路により旅行できない場合又は会長が特に順路によらないで旅行することが適当と認めて旅行するときは、現に経過する路程又は会長が定めた路程による。

(旅費の種類及び支給額)

第3条 旅費の額は、別に定めがあるものを除き以下に定める額とする。

- (1) 日当は1日につき、2,200円(片道25km未満のときは、1,100円)を支給する。ただし、行程若しくは用務地で昼食が用意される場合は、半日当として1,100円を支給するものとする。なお、行程若しくは用務地で昼食が用意される場合であっても、事務局職員等が早朝や夜間に受付業務及び懇親会運營業務等に従事する場合は、日当2,200円を支給する。
- (2) 宿泊料は、片道100km以上の用務で宿泊を要する場合、1泊につき10,300円(指定都市は、11,500円)を支給する。
- (3) 鉄道運賃は、鉄道事業者が定める普通旅客運賃(前条の計算による運賃)を支給する。
 - ① 急行列車が運行している路線で、片道50キロメートル以上の場合、自由席急行料金を支給する。
 - ② 特急列車が運行している路線で、片道100キロメートル以上の場合、指定席特別急行料金を支給する。
 - ③ 室蘭市及び札幌市並びに札幌市・旭川間は自由席特急料金を支給する。
 - ④ 季節や特定日のみ運行している列車を利用する場合は、その都度、事務局長が判断し、特例運賃を計算し支給する。

(4) 航空賃は、北海道以外の地域に旅行する場合、最寄りの空港を利用し、航空会社が定める普通旅客運賃を支給する。

① 空港と鉄道起算点を結ぶ区間において、バス料金等が発生する場合は、当該区間に要する料金を実費支給する。

(5) 船賃は、船舶運航事業者が定める普通旅客運賃（前条の計算による運賃）を支給する。ただし、用務、日程、随同行等などの特別の事情により特別船室を利用する場合は、会長の判断によりその料金を支給する。

(6) バス（車賃）は、必要に応じて一般旅客営業を行っているバス、軌道事業者が定める運賃（前条の計算による運賃）を支給する。ただし、やむを得ずタクシーを利用しなければ用務に支障をきたす場合は、そのタクシー代を支給する。

(7) 旅行雑費は、団体旅行等において共通経費や旅費の調整等やむを得ない事由により発生する経費で、会長が特に認めた場合に支給する。

（旅費の調整）

第4条 本規程のほか、用務、行程、パック旅行、団体旅行、気象、天災、その他の事情により、第2条による通常の旅費の計算と額が異なる場合は、当該旅費を増額又は減額し調整することができる。

2 団体旅行等に参加又は添乗する場合の旅費は、旅行雑費など勘案のうえ団体旅行に必要な旅費を計算し支給する。

3 旅費の調整等にあたっては、苫小牧市の関係規程や基準に照らし計算するものとし、その主なものは、概ね次のとおりとする。

(1) 航空機の利用に伴う必要な手当てや経費などの支給

(2) 研修会、大会、会議等に参加、出席、随同行、添乗する場合の宿泊費等の支給

(3) 事務局職員に適用すべき苫小牧市の関係規程による旅費と異なる場合の調整額の支給

(4) その他旅費の計算において必要な旅費の種類、運賃、料金、諸経費等の支給

4 旅費の調整は、本規程及び苫小牧市の関係規程並びに用務、行程等の内容を勘案し事務局長が判断する。

(費用弁償の範囲及び支給額)

第5条 費用弁償として支給する範囲及び対象者並びに支給額は、次のとおりとする。

用 務	支給対象者	支給額	費 用
正副会長会議 理事会、監事会、委員会	・出席役員	1,000円 (1会議毎)	・交通費等
本会が主催する 研修・交流事業等 (旅費を伴う事業)	・会長 ・所管委員会の 委員長 ・事務局職員	・規程による旅費 ・参加負担金実費	・旅費 ・参加負担金
北海道町内会連合会及び 胆振管内町内会連絡協議会が 開催する会議、研修会、交流会等	・参加、出席する 役員 ・事務局職員	・規程による旅費 ・参加負担金実費	・旅費 ・参加負担金 等
その他会長が認める 事業及び用務			
* いずれも、本会の役職員として参加、出席する場合に限る。 * 特別の事情がある場合は、会長及び事務局長の協議、判断による。			

(支給方法)

第6条 費用弁償は、その都度現金で支給する。ただし、恒常的に開催される会議等の費用は、毎年度の半期分をまとめ、9月末及び3月末に口座振込により支給することができる。

2 費用弁償の支給にあたっては、公書又は出席名簿等により参加、出席の状況を明らかにする書類を整備するものとする。

(委任)

第7条 旅費及び費用弁償に関し、本規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。ただし、本会の運営上特に重要と会長が認める場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

苫小牧市町内会連合会 弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会及び本会に加入している町内会関係者の死去に際する弔慰について、必要な事項を定める。

(弔慰)

第2条 本会の弔慰は、会長名をもって弔慰を行う。

2 弔慰は、本会役員のほか本会に加入する町内会の内申により行う。

3 弔慰の範囲は、本会の役員及びその配偶者並びに本会に加入する町内会の現職又は退任後1年以内の町内会長とする。

4 前各項のほか、特に顕著な功績のあった関係者等については、礼を失することのない範囲において会長がその都度行うものとする。

(弔慰金等の額)

第3条 弔慰金等の額は、別表のとおりとする。

2 会長が特に必要と認めるときは、弔慰金に弔辞又は供花等を添えて贈呈することができる。

(報告)

第4条 会長は、弔慰について直近の理事会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 その他、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

別表

弔慰金等の範囲と額

所属組織・役員		弔慰金の額	配偶者の弔慰金額
町内会連合会	顧問	20,000円	5,000円
	会長	30,000円	
	副会長	30,000円	
	理事	20,000円	
	監事	20,000円	
町内会	会長	10,000円	—
顕著な功績関係者等		30,000円以内	

苫小牧市町内会連合会 事務局設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の事務処理を正確かつ効率的に処理するため、会則第18条に規定する事務局の設置、組織、職務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長及び職員を置く。

2 事務局長及び職員は、理事会の承認を得たうえで、会長が委嘱する。

(職務)

第3条 事務局長は、会長の指示により本会の会務を掌握し、事務局の運営にあたる。また、会議に出席し、意見を述べることができる。

2 事務局長は、職員の事務分担を定め、指揮監督にあたる。

3 事務局運営に必要な庶務規程及び基準、要綱等については、会長の承認を得て事務局長が定めることができる。

(就業・服务等)

第4条 事務局職員の就業及び服務に関する事項は、会長との協議のほか、必要に応じて理事会での協議により定めるものとする。

(委嘱)

第5条 事務局は、当分の間、苫小牧市市民生活部市民生活課に置き、同課職員に本会の事務を委嘱する。

2 事務の委嘱は、会則各条項及び関係規程の適用範囲とし、特別の事情が生じた場合は、会長が定めるものとする。

3 事務の委嘱に関し、本会事務局用務により発生する旅費及び費用弁償等に関する経費は、苫小牧市の関係規定を準用し本会が負担する。ただし、業務の性格、内容、時間等により発生する経費負担(各種の旅費、参加負担金等。)については、適宜会長が定めるものとする。

(組織等)

第6条 事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。ただし、事務局の運営上特に重要と会長が認める場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。

苫小牧市町内会連合会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動の推進及び本会の運営における個人情報の適正な取り扱いに努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、個人情報の取り扱い方法を総会資料等により会員に周知する。

(定義)

第4条 この規程において、個人情報とは、「町内会役員名簿」等、本会が保有する資料に記載された氏名、住所、電話番号その他特定の個人を識別することができるものをいう。

(取得)

第5条 本会は、前条の情報を本会及び苫小牧市に提出された「町内会役員名簿」等により同意を得た事項を取得するものとする。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 本会の役員名簿、加入連合組織会員名簿の作成等

(管理)

第7条 個人情報は本会事務局で保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第8条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 地域連合組織、公共目的の団体・学校が、地域活動に必要なとする場合

附 則

- 1 この規程は、令和元年度定期総会開催日（令和元年5月17日）の翌日から施行し、令和2年度定期総会開催日（令和2年5月15日）の翌日から適用する。